

生活協同組合あいコープみやぎ福祉助け合いシステム ジョイケア規程

(目的)

第1条 生活協同組合あいコープみやぎ(以下、生協といいます)の福祉助け合いシステムをジョイケアシステムと称します(以下、ジョイケアといいます)。ジョイケアは生協の組合員が組合員活動を支え、組合員同士の身近な助け合いを進めることを目的とします。また、地域における相互扶助の機能を高めるとともに、高齢者・障害者などの自助活動を支える福祉助け合い活動の仕組みを作り、様々な人々がより安心できる暮らしを営むことを目的とします。

(ジョイケアの活動内容)

第2条 ジョイケアは以下の活動を行います。

- (1) 組合員同士のたすけあい(日常でのちょっとした困りごとの手助け(ケアと称します)のコーディネート、利用組合員への補助金支給)
 - (2) 組合員同士のささえあい(生協活動中の事故や災難の補償)
 - (3) 生協活動中の集団託児
 - (4) 専門家による電話相談
 - (5) 慶弔(組合員への出産祝、入学祝、節目祝、弔慰金等の支給)
 - (6) 組合員の福祉助け合い活動の援助
 - (7) 地域での福祉活動、ボランティア活動等への援助
 - (8) その他、福祉・助け合いを増進させる活動
2. (1)～(5)の活動を進めるに必要な事項は、別にジョイケアシステム利用ガイドに定めず。

(権利の発生)

第3条 組合員はジョイケアを利用し、活動に参加する権利を有します。組合員でない者はこの権利を有しません。

2. 第2条(1)～(5)を利用する権利の開始は生協の加入申込みの受理と同時とします。

(拠出金)

第4条 ジョイケア活動資金として、組合員全員が毎月100円を拠出します。

2. 拠出金の拠出方法は生協商品利用代金の支払い方法と同一とします。

(ケア金等の受取人)

第5条 第2条の(1)～(5)に伴うケア金等の受取人はケア者と当事者の組合員本人とします。

2. 組合員が死亡したときは次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順にします。
- (1) 組合員の配偶者
 - (2) 組合員と死亡時生計を一つにしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(権利の停止)

第6条 組合員状態の休眠等の理由で拠出金を拠出していない組合員は、拠出していない期間中の、第2条(1)～(5)を利用する権利を停止します。

(権利の消滅)

第7条 生協の脱退届の受理と同時にジョイケアを利用する権利は消滅するものとします。

(ジョイケアの活動資金)

第8条 ジョイケアの活動資金は、組合員からの拠出金を充当します。

2. ジョイケア活動資金の一部を地域福祉増進のための基金として積み立てることができま

す。

(理事会への報告・承認)

第9条 ジョイケアの活動状況、業務運営状況、利用状況等は理事会に報告され承認を得ます。それに伴い必要な事項は理事会において決めます。

(ジョイケア事務局)

第10条 ジョイケアの日常業務は理事会から委託を受けた事務局が当たります。事務局は生協職員、並びにそれに準ずる者で構成します。

(ケアメイト)

第11条 第2条の(1)、(3)等の活動を促進するために、手助けしたい組合員、手助けできる組合員を募り登録します(これをケアメイトと称します)。

2. ケアメイトの活動の詳細は別にケアメイト活動ガイドに定めます。

(公開)

第12条 生協はジョイケアの活動状況、利用状況等を組合員へ公開し、会計報告を総代会へ提出し承認を得ます。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は理事会で行ないます。

2. ジョイケアシステム利用ガイド、ケアメイト活動ガイドの改廃も理事会で行ないます。

付則 この規約は、1999年10月1日から施行します。

付則(第1次改正)

(施行期日) この規約は、2007年3月1日から施行する。